

相続人代表者指定届(市税)

令和 年 月 日

大仙市長 様

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次の者を第9条の2第1項の規定により届け出ます。
併せて相続登記が完了するまでの間、同法第343条第2項の現に所有している者のうち、代表となる者について届け出ます。
なお、この届け出は、相続人全員の同意のもとであることに相違ありません。

1. 被相続人(亡くなられた方)

フリガナ		生年月日		※税務課処理欄	
氏 名				義務者番号	
死亡時の住所	※住民登録している住所をご記入ください。				
死亡年月日	年 月 日				

※税務課処理欄

対象税目	☐ すべての税目	☐ 固定資産税	☐ 国民健康保険税
	☐ 個人住民税	☐ 軽自動車税(種別割)	☐ 後期高齢者保険料
固定資産税口座振替確認欄	① ☐ 被相続人口座廃止 ② ☐ 相続人代表者登録口座から振替希望 ③ ☐ 新規登録希望		

2. 相続人代表者・現所有者(届出人)※納税通知書等の受取人となる方

住(居)所(所在地)	〒		
フリガナ氏名			
生年月日	被相続人との続柄		
電話番号			
個人番号	法定相続分	/	

3. 相続人(相続人代表者・現所有者以外の相続権を有するすべての方を記載してください。記入欄が不足な場合は、裏面をご利用ください。)

裏面 あり ・ なし

被相続人との続柄	氏名	住(居)所	電話番号	法定相続分
				/
				/
				/
				/

4. 相続登記の状況又は予定(いずれかに○をしてください)

1. 登記は完了しています。(年 月 日 相続登記済)
2. 登記手続き予定です。(令和 年 月 頃までに)
3. 当面登記手続きの予定はありません。

※相続人本人による署名が困難な場合は、本人同意のうえ代筆されてもかまいません。

※前納税義務者が口座振替であっても、新納税義務者には引き継がれません。

※虚偽等の届出により発生した紛争については、当市では一切責任を負いません。

※裏面の説明もご一読ください。

受付印	税務課 処理欄					債権管理課 処理欄	
	個人住民税	固定資産税	軽自動車税	国保税	後期高齢保険料	収納班	滞納整理班

表面3の続き **相続人**(相続人代表者・現所有者以外の相続権を有するすべての方を記載してください。)

被相続人 との続柄	氏名	住(居)所	個人番号	法定 相続分
				/
				/
				/
				/
				/

★重要★

固定資産の所有者が亡くなられた時の市税の手続きについて

◆納税義務の承継等

固定資産の所有者がお亡くなりになり(＝被相続人)相続が生じた場合、その納税義務は相続人に承継されます。亡くなられた後に、納めていただく市税がある場合には、相続人の方に納めていただくことになります。

また、土地、家屋等の固定資産や、軽自動車の所有者がお亡くなりになられた後、翌年の賦課期日(固定資産税は1月1日、軽自動車税は4月1日)までに相続登記や名義変更が行われていない場合は、現に所有する方が納税義務を負うことになります。

◆相続人代表者指定届について

この届出は、亡くなられた方(被相続人)の賦課徴収及び還付に関する書類を受領してくださる代表者の方を相続人中から指定していただくためのものです。

この届出が提出されない場合は、市で相続人代表者を指定させていただきます。

相続人の方で相続放棄をされている場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し等をご提出ください。

◆相続放棄手続き書類提出先

被相続人の最終住所地管轄の家庭裁判所になります。

◆相続登記の義務化について(お知らせ)

法律の改正により、相続登記が令和6年4月1日より義務化されます。

詳細については、法務局等にお問合せください。

◆相続登記についての相談先

お住まいの司法書士会や法務局、土地家屋調査士にご相談ください。

秋田県内の相談先は次のとおりです。

- ・秋田県司法書士会 TEL:018-824-0187
- ・秋田地方法務局大曲支局 TEL:0187-63-2100
- ・秋田県土地家屋調査士会 TEL:018-824-0324

～この件に関する問合せ先～

〒014-8601

秋田県大仙市大曲花園町1番1号

秋田県大仙市役所

市民部税務課 資産税班

TEL:0187-63-1111

内線:133